慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 〔商法五六五〕監視義務違反による取締役の損害賠償責任が認められた事例(大阪地判平成二四年六月二九日) |
| Sub Title | |
| Author | 吉川, 信將(Yoshikawa, Nobumasa)<br>商法研究会(Shoho kenkyukai) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2016 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.6 (2016. 6) ,p.117- 128 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 判例研究 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160628-0117 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法　五六五〕監視義務違反による取締役の損害賠償責任が認められた事例

大阪地判平成二四年六月二九日
平成一九年(ワ)第四二五五号損害賠償請求事件（甲事件）、平成一九年(ワ)第六一〇一号共同訴訟参加申立事件（乙事件）、平成一九年(ワ)第四七四三号損害賠償請求事件（株主代表訴訟）（丙事件）
甲事件認容（確定）、乙事件一部認容（確定）、丙事件一部認容（控訴後、和解）
資料版商事法務三四二号一三一頁

**〔判示事項〕**

ある事業の担当取締役以外の取締役は、担当取締役の職務執行が違法であるということを疑わせる特段の事情が存在しない限り、担当取締役の職務執行が適法であると信頼することができ、当該事業にかかる製品の想定される用途に応じた安全性の確認をしたか否かなどの監視義務を負わない。

**〔参照条文〕**

平成一七年改正前商法二六六条一項五号、会社法八四七条三項・八四九条一項

**〔事　実〕**

Ｉ社は、酸化チタン（白色顔料）・農薬等の生産・販売を主力事業とする東京証券取引所一部に上場する資本金約四三四億円の株式会社である。同社は酸化チタン抽出過程で生じる廃液に中和・脱水等の処理をした汚泥を廃棄物として費用をかけて処分してきたが、酸化チタン事業の採算が悪化し赤字経営が続いたことから、経営再建のため廃棄物処理費用の削減が課題となり、上記の汚泥を原料とする土壌埋戻材（フェロシルト）を開発し、平成一一年一月から四日市工場で生産を始めた。当初、フェロシルトを中部

国際空港の埋立てに用いる話が進められていたが、平成一三年四月二三日に中部国際空港株式会社から開発等の中心にいたY1（四日市副工場長）に対して品質上の理由で受入れを断る連絡が入った。しかし、Y1も出席した同月二七日の取締役会では、上記の事実が報告されぬまま、同空港への搬出を前提にフェロシルト搬出費用を酸化チタンの売上原価に引当計上することが承認された。中部国際空港の受入拒絶の事実は翌月になってA（平成九年六月二七日から平成一一年六月二九日まで取締役・四日市工場長、その後取締役・地球環境本部長。相続人が訴訟承継）とY5（平成一一年六月二九日から平成一五年三月三一日まで取締役・四日市工場長）が知るところとなったが、他の取締役に対しては秘されたままであった。

Ｉ社は、平成九年に酸化チタン中心の無機系事業の生産構造の改革と再構築を推進する「実行本部」を設け、その解散後平成一三年六月には、酸化チタン事業の構造を改革し、高収益事業に発展させるため「推進会議」を設けた。平成一三年八月六日の推進会議本部会では、中部国際空港への搬出が遅れているというY1・Y5らの虚偽の説明を受け、新たな搬出先への搬出計画が了承され、同月一〇日は搬出費用に関する稟議が上記推進会議本部会の構成取締役らにより異論なく決裁された。Ｉ社は、同月から翌年四月ころにかけ、フェロシルト約七二万トンを一〇〇％子会社経由で搬出業者に売却したが、一連の取引はＩ社が当該業者等に運搬費等として売却代金を大きく上回る二三億円余りを支払う逆有償取引であった。

Ｉ社は品質マネジメントシステムにかかるマニュアル（ＱＭＳ）を制定し、品質保証に関する国際規格であるＩＳＯ九〇〇一を取得していた。中部国際空港から受入れ拒絶の連絡を受けるまでは、ＱＭＳが遵守されていたものの、それ以降はユーザー評価や企業化検討等の一部の手続が踏まれぬままになっていた。また、平成一一年から平成一三年六月に外部機関が実施した検査では土壌環境基準値内であったフェロシルトに含有される六価クロムは、平成一三年七月以降は繰り返し基準値を超えたものの、Y1らが隠蔽工作を施したため、Ｉ社内では発覚しなかった。しかし、フェロシルト搬出後、その埋設地近くの川の色が変色したことをきっかけに調査が行われ、土壌環境基準を上回る六価クロムの含有が発覚し、愛知県等は平成一七年一一月までに産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）に基づきＩ社に対して埋設フェロシルトの全量撤去を命じた。

本件は、①Ｉ社が、フェロシルトの生産・販売を管掌した取締役であった$Y_1$に対し、平成一七年改正前商法（以下「改正前商法」という）二六六条一項五号に基づき、平成一七年一月一一日ころから同年四月二八日までに亀山市辺法寺地区に搬出・埋設されたフェロシルト約二万五五三〇トンの回収費用一一億円余りの実損害額の内金一〇億円の損害賠償を請求した責任追及訴訟である「甲事件」、②同社の株主Ｘらが、会社法八四九条一項及び改正前商法二六六条一項五号に基づき甲事件に共同訴訟参加し、$Y_1$に対してフェロシルトの埋設により回収すべき土壌約一八〇万トンのうち、平成二二年末までに回収した約一六〇万トンの回収費用等の四八九億円の損害賠償を請求した「乙事件」、そして③Ｉ社の株主Ｘらが、$Y_1$以外の取締役らに対して善管注意義務違反によりＩ社に回収費用等四八九億円の損害を与えたとして、会社法八四七条三項及び改正前商法二六六条一項五号に基づき、同額の損害賠償を請求した株主代表訴訟である「丙事件」からなっている。

なお、フェロシルトの不法投棄に関する刑事事件については廃棄物処理法違反により$Y_1$が懲役二年、Ｉ社の従業員一人が懲役一年四月執行猶予五年及びＩ社が罰金五〇〇〇万円という判決を受け、$Y_1$は控訴したものの棄却され、いずれも確定している。

〔判　旨〕

甲事件は認容（確定）、乙事件は一部認容（確定）、丙事件は一部認容（控訴後、和解）。

一　主導的役割を担った取締役$Y_1$の責任（甲事件）

四日市工場副工場長$Y_1$は、一貫してフェロシルト事業の中心的存在であり、取締役在任中はフェロシルトに関する業務全般を担当し、その販売を中止させることが十分に可能であったうえ、環境保安部からの報告等を受けて、平成一三年八月下旬にはフェロシルトから土壌環境基準を超える六価クロムが検出される可能性が極めて高く、それが発覚すると搬出済みフェロシルトの回収に巨額の費用がかかることを認識しており、「遅くとも平成一七年一月の時点では、取締役の善管注意義務として、原告Ｉ社にフェロシルト回収費用相当額の損害を被らせないよう……フェロシルトを販売することを中止すべき義務を負っていた」にもかかわらず、「平成一七年一月一一日ころから同年四月二八日ころまでの間、フェロシルト約二万五〇〇〇トンを販売することを中止しなかったのであり、そこに取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反）が認められる」。

$Y_1$がフェロシルトの販売を中止せず、搬出を継続したこととと、Ｉ社にその回収費用相当額一一億円余りの損害が生じたこととの間には相当因果関係があり、$Y_1$は、Ｉ社に対し、当該回収費用相当額の「内金一〇億円の損害を賠償すべき義務を負う」。

## 二　主導的役割を担った取締役$Y_1$の責任（乙事件）

$Y_1$は、「平成一三年八月下旬には、フェロシルトに土壌環境基準値を超える六価クロムが包含されていることを認識しており、これが発覚した場合、原告Ｉ社が、既に搬出したフェロシルトを回収することが必要となり、巨額の回収費用がかかることを承知して」おり、「平成一五年六月二七日に取締役に再就任した時点において、既に搬出済のフェロシルトを回収する義務を負っていたとともに、同日から平成一七年六月二九日までの間、フェロシルトの搬出を中止させる義務を負っていたというべきである。にもかかわらず、被告$Y_1$は、既に搬出したフェロシルトを回収せず、フェロシルトの搬出を中止させることもしなかったのであり、そこに取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反）が認められる」。

$Y_1$がフェロシルトの搬出を中止せず、既に搬出済みのフェロシルトの回収をしなかったことと、Ｉ社にその回収費用相当額四八五億円八四〇〇万円の損害が生じたこととの間には相当因果関係があり、$Y_1$は、Ｉ社に対し、「上記損害額から甲事件において認容された一〇億円を差し引いた残額四七五億円八四〇〇万円の損害を賠償すべき義務を負う」。

## 三　その他の取締役の責任（丙事件）

### ①　工場長であった取締役の責任

四日市工場長であったＡ、$Y_5$、$Y_6$をフェロシルトの担当取締役と認定し、「四日市工場長は、……フェロシルトがＱＭＳに沿って開発、生産、管理がされていないことを疑わせる事情を認識しない限り、フェロシルトの開発、生産、搬出がＱＭＳに沿っているかを逐一調査、確認すべき義務までは負うものではない」としたうえで、Ａが工場長であった平成一一年六月まではＱＭＳが守られていたとして、その過失を否定した。$Y_5$と$Y_6$のうち、$Y_5$については、㋐中部国際空港の受入拒絶を知っており、拒絶から短期間で新規搬出先向けの製品開発ができたのか疑問を抱くべきであったこと、㋑ＱＭＳ上問題がないため受入れが決まったはずの中部国際空港への搬出が品質上の問題で拒絶されたこと、㋒上記の推進会議本部会で$Y_5$自身が虚偽の説明をしたことをあげ、「これらの事情に照らすならば、$Y_5$は、平

成一三年八月六日までに本件新規搬出計画を知った際、……開発がＱＭＳに沿って完了したのかを調査、確認すべき義務を負っていた」として、その過失を認定した。一方、$Y_6$は、「ＱＭＳに沿ってされていないことを疑わせる事情を認識しておらず、認識し得た状況にもなかった」として、その過失を否定した。

② 実行本部・推進会議本部会の構成員であった取締役の責任

実行本部の構成員であった取締役については、「平成一一年一月当時、フェロシルトについて、ＱＭＳに沿った開発が完了せず……これによってＩ社に回収費用等の損害が生じることまで予見し得たとはいえない」として、フェロシルトの安全性や適法性を確認・調査する義務を否定した。推進会議本部会の構成員であった取締役のうち、$Y_5$については、上記①と同様な理由から、Ａについては四日市工場に長年勤務後、ＱＭＳの内容を把握しておくべき地球環境本部長に就いていたうえ、中部国際空港の受入拒絶を知っていたことなどから、「新規搬出先の用途との関係において、ＱＭＳがどのように運用されていたのかなど、フェロシルトの開発、生産、管理がＱＭＳに基づいているかを$Y_1$へ質問するなどして、調査、確認すべき義務を負っていた」にもかかわらず、それを怠ったとして、任務懈怠（善管注意義務違反）の責任を認めた。それ以外の構成員については、主たる管掌分野の違いや中部国際空港の受入拒絶を知らなかったことなどからかかる義務を否定した。

③ フェロシルトの開発、生産、管理、搬出に関する監視義務違反

フェロシルトの生産開始時に「フェロシルトの開発、生産の担当でもなく、実行本部の構成員でもない取締役は、特に担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情が存在しない限り、担当取締役の職務執行が適法であると信頼すれば足り、基本的に担当取締役がフェロシルトの想定される用途に応じた安全性の調査をしたかなどの監視義務を負うものではない」としたうえで、かかる特段の事情があったとはいえないとして、これらの取締役の監視義務違反を否定した。また、フェロシルトの搬出開始時にフェロシルトの担当取締役でもなく推進会議本部会の構成員でもない取締役についても、同様な理由で監視義務違反を否定した。

④ 産業廃棄物の不法投棄に関する監視義務（調査義務）違反

平成一三年四月二七日の取締役会構成員は「フェロシル

トの売却代金を上回る搬出費用を支払い、実質的にI社がフェロシルトの処理費用を負担しているなど、フェロシルトに取引価値がなく、『廃棄物』に該当し得る事情を認識し、認識し得た場合には、その搬出が廃棄物処理法に違反しないかの調査を担当部署に実施させるべき義務を負っていた」としたものの、「取引価値がなく、『廃棄物』に該当することを認識し得たということはできない」として、責任を問われた取締役（AとY5を含む）全員の責任を否定した。また、平成一八年八月六日の推進会議本部会における意思決定又は同月一〇日の稟議に関与した取締役も同様の義務を負うとしたうえで、AとY5は中部国際空港の受入拒絶を知っており、Aは推進会議本部会における同空港への搬入の大幅遅延との説明が虚偽であることを認識することが可能であったことから、Y5は同会議において自ら中部国際空港への搬出時期が大幅に遅れるとの虚偽説明までしていることから、両者はその後のY1らの説明等に疑いを持ってしかるべきであって、「売却代金を上回る費用が支払われ、実質的にI社がフェロシルトの処理費用を負担するなどフェロシルトは取引価値のないものであり、廃棄物に該当することを認識し得た」のに必要な調査をさせなかったなどとして過失を認定した。しかし、その他の取締役については、そのような認識をし得たとはいえないなどとして、義務違反を否定した。

上記①乃至④に基づき、フェロシルトの回収費用等の総額約四八五億八四〇〇万円、フェロシルトの逆有償取引に際して負担した搬出費用二二億六七〇〇万円及び廃棄物処理法違反の罰金五〇〇〇万円というI社が被った損害と、A及びY5の善管注意義務違反との間には、Aにつき二〇％、Y5については五〇％相当の因果関係があるとして、それぞれ（ただし、Aについては相続人Y2、Y3及びY4が）当該割合相当分の損害賠償義務を連帯して負うことが認定された。

〔研　究〕

甲、乙事件は判旨に賛成。丙事件の判旨に一部疑問がある。

## 一　本判決の意義

本判決は、廃棄物処理法違反行為を主導した取締役一名について、株主代表訴訟により四八五億八四〇〇万円という高額な損害賠償義務を認定しただけではなく、相対的に責任が肯定されることの少ない、違法行為に直接関与していないその他の取締役に関しても各自の職責・経歴等を踏まえたうえで、いわゆる「信頼の権利」によることが許さ

れるか否か等に基づき過失の有無を検討し、原因となった業務の担当取締役について、内部統制システムの一環と目されるＱＭＳからの逸脱見逃しによる善管注意義務違反と産業廃棄物の不法投棄に関する監視義務違反を認めている。環境汚染の浄化等につき会社だけではなくその取締役の責任も追及された事例であることと、会社から取締役に対する責任追及訴訟と当該訴訟への株主の共同訴訟参加、さらには株主代表訴訟とがミックスされた形となっている点も特徴的である。

## 二　環境保全を目的とする法令の違反による取締役の責任

取締役は、法令を遵守して職務を行う義務を有する（会社法三五五条）。この法令には、会社や株主の利益保護を目的とする具体的規定だけではなく、公益の保護を目的とする規定を含むすべての法令が含まれると解されている（最判平成一二年七月七日民集五四巻六号七頁）。本件で問題とされる廃棄物処理法違反に起因する損害についても、取締役の責任を追及し得ることは明らかである。

フェロシルトの開発から搬出に至る事業全般の中心により、副工場長としてその搬出を中止させることもできた$Y_1$は、フェロシルトから土壌環境基準を超える六価クロムが検出されたことを認識した時点以降は、廃棄物処理法に従ってフェロシルトを処理すべきであった。それにもかかわらず、$Y_1$は、副工場長としての（取締役再就任後は善管注意義務の一内容を構成する）注意義務に反して、製品売却の形式をとって搬出を続け、その回収も怠っており、甲乙両事件においてＩ社が被った損害につき賠償義務を負うと判示されたのは当然であろう。

## 三　担当取締役（工場長）のＱＭＳ調査・確認義務

取締役の行う経営上の判断については、その状況下における事実認識・意思決定過程が合理的・適正であれば、広い裁量が認められ、結果として会社が損害を被ったとしても、当該取締役は責任を負わないという「経営判断の原則」の適用があると解されている（江頭憲治郎＝門口正人編代『会社法体系第三巻機関・計算等』青林書院・二〇〇八年二三二頁以下〔松山昇平・門口正人〕、岩原紳作編『会社法コンメンタール９　機関（３）』商事法務・二〇一四年二三九頁以下〔森本滋〕、江頭憲治郎『株式会社法第六版』有斐閣・二〇一五年四六四頁以下注（３）ほか）。本判決は、担当取締役である四日市工場長には品質保証体制の責任者として、ＱＭＳが実施されていることを調査・確認する義務があるというが、その履行に関する判断についてもかかる原則の適用があることを前提としているようで

ある。

しかし、全製品の開発から搬出に至るまでＱＭＳが実施されているか否かを精査することを要求するのは酷であるため、ＱＭＳからの逸脱を疑わせる事情を認識しない限り、品質保証を担当する部下や委員会の報告等を信頼することが許され、ＱＭＳへの適合を逐一調査・確認する義務までは負わないとして、これらの取締役には「信頼の権利（畠田公明『コーポレート・ガバナンスにおける取締役の責任制度』法律文化社・二〇〇二年六五頁以下、江頭・前掲四六四頁注（2）、岩原・前掲二三九頁〔森本〕、江頭憲治郎＝中村直人編著『論点体系会社法3　株式会社Ⅲ』第一法規・二〇一二年三九五頁以下、東京地判平成一四年四月二五日判タ一〇九八号八四頁ほか）」が認められることを肯定した（手塚裕之・藤田美樹「本件判批」環境管理四八巻一一号三二頁）。上記〔判旨〕の三の①で、担当取締役とされた工場長$Y_5$と$Y_6$の責任について判断が分かれたのは、新たな搬出先への搬出計画を承認した平成一三年八月六日の取締役会よりも前に、中部国際空港の受入拒絶というフェロシルトの開発等がＱＭＳから逸脱したことを疑わせる事実を知っていたか否かによる。

上記〔判旨〕の三の②では、推進会議の構成員であった取締役の責任につき判断が分かれたが、Ａについては、四日市工場に長年勤務後、品質保証部を統括する地球環境本部長としてＱＭＳの内容を詳細に把握すべき立場にあったことに加え、中部国際空港の受入拒絶を知っていたことから、信頼の権利を認めず、$Y_5$とともに過失が認定された。これに対して、他の取締役は受入拒絶の事実を知らなかったことから過失が否定された。

しかし、後述するように、本件においては信頼の権利を認める前提とすべき、有効な内部統制システムの構築・運用がなされていたかは疑問であり、信頼の権利の認定基準が緩やかすぎるように思われる。

## 四　取締役の監視義務

取締役会設置会社の取締役は取締役会の構成員として、代表取締役や他の取締役が法令・定款を遵守し適法・適正に行為するよう監視する義務を負うと解されている（宮島司『新会社法エッセンス第四版』弘文堂二〇一五年二一五頁、神田秀樹『会社法第一八版』弘文堂二〇一六年二二八頁、江頭＝門口・前掲二三六頁以下ほか）。もっともその内容は取締役毎にその職責等に応じて区々である。上記〔判旨〕の三の③で、監視義務違反の責任が問われたのは、フェロシルトの開発、生産の担当でもなく、実行本部・推

進会議本部会の構成員でもない取締役である。かかる取締役も監視義務を負うものの、取締役会の当時、フェロシルトの担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情がなかったとして、信頼の権利が認められ、全員の過失が否定された。

上記〔判旨〕の三の④では、かつて最高裁が示した廃棄物該当性の判断基準（最決平一一年三月一〇日刑集五三巻三号三三九頁）を前提に、フェロシルト搬出の適法性を担当部署に調査させるべき義務を負う、それが無価値で廃棄物に該当し得る事情を認識していたか、認識し得たかが焦点となった。

まず、$Y_1$を除く平成一三年四月二七日の取締役会構成員は、当時誰も中部国際空港の受入拒絶を知らなかったことに加え、代金は廉価ではあるが販売の形をとり、代金を上回る搬出費用も買主となる搬出先ではなく運送を担当する業者に支払われるものと理解しており、フェロシルト自体に取引価値がないとは考えていなかったことなどから、それが廃棄物に該当することを認識し得ず、搬出の不法投棄該当性を調査すべき義務を負わないとして、過失が否定された。

これに対し、同年八月六日の推進会議本部会における意思決定および同月一〇日付稟議書に関与した取締役も同様な義務を負うとしながらもその責任について判断が分かれたのは、上記〔判旨〕の三の④に掲げた事情のほか、そもそも地球環境本部長のAと工場長の$Y_5$は職責上いかなる場合にフェロシルトが廃棄物に該当するのかを理解し、その搬出が廃棄物処理法違反にならないよう監視する義務を負っていたということによる。

しかし、本件ではこの点についても信頼の権利を認める前提とすべき、有効な内部統制システムの構築・運用がなされていたかは疑問であり、信頼の権利の認定基準が緩やかすぎるように思われる。

## 五　内部統制システムの構築義務等

取締役（会）がリスク管理体制いわゆる内部統制システムの構築・運用義務を負うことは従来から下級審で言及されており（大阪地判平成一二年九月二〇日判時一七二一号三頁、東京地判平成一三年一月一八日判時一七五八号一四三頁、東京地判平成一六年一二月一六日判時一八八八号三頁ほか）、会社法で明確にされた（取締役会設置大会社であるI社については、会社法三六二条四項六号・五項、会社法施行規則一〇〇条）。本判決に関していえば、基準値を超す六価クロムの含有の知・不知のみを基準とした場合

には、$Y_1$以外の責任を認定することは難しいが、内部統制システムの一環と目されるＱＭＳ遵守状況の確認義務の有無とその履行の有無によりＡと$Y_5$の責任を認定したことは評価し得る（松中学「本件判批」ジュリ一四五三号一〇六頁参照）。ただし、それ以外のフェロシルトの製造等に主体的に関与していなかった取締役については善管注意義務違反や監視義務違反の責任が否定されている。これは$Y_1$が巧妙な隠蔽工作を施していたことや、化学工業においては必要な専門知識が分野ごとに異なるうえ高度なものもあることなどから、出身分野が違う取締役や管掌分野が異なる取締役の責任を問うのは難しいという判断が働いたものであろう。しかし、そうした場合に、取締役に信頼の権利を認めることが許されるのは内部統制システムが適切に構築・運用されている場合に限られると解すべきではなかろうか（岩原・前掲二三九頁〔森本〕）。本件では、責任追及対象者が多く、責任追及対象期間も長期に及んでおり、それらの取締役在任期間や職責等も区々である。大阪地裁は、丹念に個々の取締役について詳細な責任認定作業を行っており、その努力は評価されて然るべきであるが、逆に「会社全体」として適切な内部統制システムが構築・運用されていたのかという観点からの検討が十分になされていないように思われる。

内部統制システムの内容やレベルは会社の規模や業種等により異なって当然ではある（内部統制システムの構築・運用に関して、佐藤丈文「会社法の内部統制システムと実務上の課題」ジュリ増刊『会社法施行五年　理論と実務の現状と課題』四七頁以下参照）。本件における廃棄物処理法違反行為は、会社法の制定により取締役会が内部統制システム構築義務を負うことが一層明確化される以前に開始されており、取締役らに当該義務違反の責任を問うのは酷であるという考え方もあろう。しかし、製品、廃棄・排出物等の管理に関して一歩間違えば周囲の環境や周辺住民の健康に多大な危害を加え、結果として多額の損害賠償責任を負うおそれのある（それが業績に大きく響き、会社の存続すら危険に晒すおそれもある）化学会社にとってそうした事態の発生を予防すること、そのために少なくとも環境法令を遵守することは最優先課題のはずである。特に、Ｉ社は、昭和三〇年代後半から大きな社会問題となった四日市ぜんそくの原因企業の一つとして責任を認定されたこと（津地裁四日市支判昭和四七年七月二四日判時六七二号三〇頁・判タ二八〇号一〇〇頁）、昭和三九年に発覚した四日市港への強酸性溶液の垂れ流し事件について有罪とされ

たこと（津地判昭和五五年三月一七日刑月一二巻三号二一四頁・判時九七九号六頁・判タ四二〇号五〇頁）、本件発覚後も有機物残渣の不法投棄を隠蔽し続けていたこと（織田健造「不法投棄で住民から不信感」日経ビジネス二〇〇八年一一月一七日号一六三頁）などを踏まえると、本件のような環境破壊問題の再発を予防する、具体的にはＱＭＳの履践を担保し、万一、かかる手続からの逸脱があった場合には警告を発する、精緻な内部統制システムが不可欠であったのであり、同社の取締役にはその構築・運用を怠った責任があるのではないかという疑念を抱かざるを得ない。

本件における廃棄物処理法違反問題が発生した原因としては、主力事業である酸化チタン事業の業績不振に加え、同事業で不可避的に発生する産業廃棄物の処理費用の急騰及び初期においてはかかる産業廃棄物に含まれている無害な三価クロムが有害な六価クロムに変わるという特性が認識されていなかったという不幸な事象が重なってしまったことがあげられる。収支改善のため、厄介者である産業廃棄物をフェロシルトという製品として販売する形にして、莫大な産業廃棄物処理コストを削減しなければならないという暗黙の了解とでもいうべきものがＩ社グループ内では独り歩きし、それに水を差すような言動を阻む、又は慎む雰囲気が醸成されていたのかもしれない。例えば、Ｉ社グループ内にはフェロシルトから環境基準値を超す六価クロムが検出されたことを平成一三年八月の段階で知っていた従業員もいるが、それは秘されたままであった。内部統制システムに欠かせない内部通報制度が機能していなかったことの表れといえよう。人事面でも、ＱＭＳの実施を監視すべき品質保証室長とＱＭＳに基づき製品を生産する側の副工場長を$Y_1$が兼務し、品質保証体制の実効性が失われていた時期もあった。また、逆有償取引は取引対象の廃棄物該当性を疑わせるものと考えられており、取引の逆有償性を認識した場合には、取引対象が廃棄物に該当しないことを厳密に確認したうえで取引しなければならないはずであるが、殆どこの点は考慮されていない。主力工場内にこれ以上置場がないほどに山積みされた大量の、しかも長期間風雨に晒された物質を出荷時検査もせずに、すなわちＱＭＳを回避して搬出するというのは、「商品」の扱いとしては尋常でなかろう。Ｉ社では実効性のある内部統制システムが構築・整備されておらず、それが廃棄物に該当するフェロシルトを商品の売買の形をとって埋立て用に搬出し、結局は回収費用等相当額の損害をＩ社が被ることになった一因であると考えられることから、当該システム構築・整

備義務を負う取締役会の構成員である取締役、少なくともフェロシルト搬出段階における取締役は、かかる義務違反の責任を負うものと解する（吉行幾真「本件判批」金判一四七五号六頁）。

なお、本件では、原告側から監査役に対しては責任が追及されていないため、本判決においてはその責任について言及されていない。しかし、監査役は、取締役による内部統制システムの整備状況を監査対象とし、それが相当でないと認めるときには、取締役（会）に対して改善を要求すべきものである（山本爲三郎「内部統制システムの整備と役員等の責任」法時八〇巻三号四〇頁）。監査役が内部統制システムの未整備に気付き、その改善を指摘すべきであったのに、それを怠っていたとすれば、監査役の責任を追及することも可能な事案であったと思われる。

## 六　控訴後の和解

本件（丙事件）は控訴後、平成二六年五月二〇日に大阪高裁において和解が成立した（石原産業 Web Site 平成二六年五月二〇日付「株主代表訴訟の和解の件」https://www.iskweb.co.jp/cgi-pdf-n/newsrelease/1400218610_1.pdf 最終閲覧平成二八年三月三一日）。その内容は、元取締役九人（Aについては訴訟承継した相続人）が自分達自身またはI社にコンプライアンス違反の不備があったことに遺憾の意を表したうえ、同社のコンプライアンス体制構築等の資金として五〇〇〇万円余りを支払うものであると報じられている（平成二六年五月二一日付朝日新聞朝刊三一頁、平成二六年五月二一日付日本経済新聞朝刊一六頁）。本判決では損害賠償支払い義務を認定されなかった取締役らも、そこでは法的責任を正面から肯定しないまでも非のあることを認めている。本判決で認定された損害賠償額は実質的に支払い不能であるかもしれないが、裁判所が取締役の責任とその範囲を明確にすること自体に意義があるだけでなく、こうした和解を導き出す効果を伴うものでもあり有益なものといえよう（本文中に掲げたもののほか、本件判批として、藤原猛爾・自正六四巻四号五三頁、渋谷卓司・A2Z八八号一八頁がある）。

吉川　信將